

多摩社会人庭球連盟会則

第一章 総 則

- 第1条 本会は、多摩社会人庭球連盟と称する。
- 第2条 本会は、多摩地区における社会人庭球の普及発達と、技術の向上を目途とし、併せて相互の親睦を図り、スポーツ精神の振興に資することを目的とする。
- 第3条 本会は、前条の目的を達成する為、総会または理事会の決議を経て、別に定める事業を行う。
- 第4条 本会は、第二章に定める加入団体をもって組織する。
- 第5条 本会は、事務所を多摩地区内に置く。

第二章 加 入 団 体

- 第6条 本会の加入団体は次のとおりとする。
東京都多摩地区内に活動の拠点を有し、本会が定めた事業を多摩地区内で実施可能な、事業所同好会、地区居住者で組織する同好会、及び会員制クラブに所属する有志チーム、並びに、これらに準ずるテニス団体で、総会の決議により加入団体を承認されたもの。
- 第7条 団体戦及びOLリーグ出場者は、それぞれの大会開始日程までに
会員登録をすませた者とする。(団体戦 10名以上/チーム、OL 6名以上/チーム)
ただし、学生は登録することができない。
ダブルス選手権出場者は加入団体に所属しない社会人の参加を拒まない
- 第8条 本会に加入を希望する団体は、会長宛てに所定の事項を記入した書類で
申請しなければならない。
なお、退会をする団体は、理由を明らかにして会長まで届出なければならない。
- 第9条 新規加入団体は、加入を認められた時点で入会金及び1年間の会費及び事業参加料を、
継続加入団体は、前年度末の総会開催日までに1年間の会費及び事業参加料を
納入しなければその年度の事業 参加することはできない。
- 第10条 新規加入団体の入会金は10,000円、年間一律会費は10,000円とする。
但し、団体戦参加1チーム当り年間5,000円、O.Lリーグについては3,000円の参加料を
負担しなければならない。
- 第11条 払い込みの入会金、会費及び参加料は、理由の如何に係わらず一切返却しない。
- 第12条 加入団体で、本会則に違反するか、本会の対面を傷つける行為、或いは結束を乱す行為が
あったと認められるとき 又は 会費を2年間以上に渡って払い込まなかった時は、
理事会の決議により除名することができる。

第三章 事 業

- 第13条 本会の事業は次のとおりとする。
- (1)春季 及び 秋季団体戦
 - (2)ダブルス選手権
 - (3)O . Lリーグ
 - (4)総会で決定した(1)~(3)以外の事業

第四章 役員

第14条 本会に次の役員を置き、任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

| (役職) | (人数) |
|------|---------------------|
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 4名(以内) |
| 理事長 | 1名 |
| 副理事長 | 4名(以内) |
| 理事 | 40名(以内、理事長、副理事長を含む) |
| 監事 | 2名 |
| 顧問 | |

第15条 会長は、会員のうちより総会において推挙し、本会を代表して会務を統理する。副会長は、会長が推挙し、総会がこれを承認する。副会長は、会長を補佐し、理事会において坦務を決定する。

第16条 理事、監事は、総会において会員の中から推挙し、会長が委託する。理事長、副理事長、各補佐は、理事の互選により選出し、会長が委託する。理事は、総会の決議を執行し、会務を処理する。監事は、本会会計を監査し、総会、理事会にて報告する。

第17条 会長、副会長退任者は総会の決議により名誉会長又は会員に推戴することができる。

第五章 総会

第18条 定時総会は、毎年1回3月第2週から4週の土曜、日曜又は祝日に開催し、次の議案を審議する。

- (1)当事業年度の収支決算並びに事業報告
- (2)翌事業年度の事業計画及び予算
- (3)役員に関する事項
- (4)その他

総会の日時、会場、議案は2月末の土曜日までに、各団体役員宛てに前もって通知する。3月初めまでに通知の無い団体は会長又は総括副理事長まで確認されたい。臨時総会は、会長がその必要を認めるとき、議題を示して開催する。

第19条 総会は、加入団体の過半数以上の出席がなければ開催することはできない。

第20条 総会への出席は、加入団体にとって欠かすことの出来ない要件である。各団体より1名以上(代表者又は代理者)の出席を義務とする。欠席団体は事情の如何に拘らず春の団体戦に参加できない。

第21条 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決する。

第六章 理事会

第22条 定例理事会は、毎年1回1月に開催し、次の議案を審議する。

- (1)当事業年度の収支決算並びに事業報告
- (2)翌事業年度の事業計画及び予算
- (3)役員に関する事項
- (4)事業運営/会則の見直し
- (5)新規加入団体/脱会の報告、審議
- (6)その他

議事を決定する必要があるときは、出席理事の3分の2以上の賛成により決する。

第23条 理事長は、理事会の決定事項を速やかに会長に報告し承認を受けなければならない。

第七章 事業年度

第24条 本会の事業年度は、4月1日より翌年3月31日迄とする。

第八章 附 則

第1条 本会則は、1985年4月1日より施行する。

第2条 本会則は、総会の議決によらなければ改訂できない。また、改訂内容については次年度総会に下線を施した会則を提出しなければならない。

第3条 O.L.リーグに関する規定は、別に定める。

第4条 団体戦試合に関する規定は、1988年3月25日制定の実施規則による。

第5条 2003年3月15日一部改定

第6条 2004年3月13日会員資格を一部改訂
年号を西暦に変更